

5大監発第 10179 号  
令和 5 年 9 月 26 日

A 様

大田区監査委員 河 野 秀 夫  
大田区監査委員 鳥 海 伸 彦  
大田区監査委員 大 森 昭 彦  
大田区監査委員 末 安 広 明

大田区職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

令和 5 年 8 月 7 日付け大田区職員措置請求については、地方自治法第 242 条  
第 5 項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

## 大田区職員措置請求監査結果

(公文書開示請求書の写しの返送方法が高額である件)

令和5年9月25日

大田区監査委員

## 目 次

第1	監査の請求	1
1	請求人住所及び氏名	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	1
4	請求の要件審査	2
第2	監査の実施	2
1	監査の対象事項	2
2	監査対象部局	2
3	請求人の証拠の提出及び陳述	2
4	監査対象部局からの調査票の提出	2
第3	監査の結果	3
1	監査対象部局の説明	3
2	事実の確認	3
3	監査委員の判断	3
	(1) 関係法令等	3
	(2) 判断	4
	(3) 結論	4

### ◇請求人提出文書

文書1 大田区職員措置請求書（原文のまま記載。事実証明書の添付省略）

文書2 追加資料（添付省略）

## 第1 監査の請求

### 1 請求人住所及び氏名

大田区 A

### 2 請求書の提出

令和5年8月7日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「大田区職員措置請求書」(文書1)、令和5年9月4日に追加提出された「追加資料」(文書2)による請求の要旨及び講ずべき必要な措置は、次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

請求人が令和5年7月27日付けで都市基盤整備部地域基盤整備第一課(以下「地域基盤整備第一課」という。)に対し公文書開示請求した際、收受印押印済み公文書開示請求書の写しをFAXにより送付要請したにもかかわらず、当該課は、誤送信の危険を理由に簡易書留で郵送した。その結果、FAX送付の電話料金と比較して不必要に高い金額を支出することとなった。

#### ア 請求の対象職員

大田区長

#### イ 財務会計上の行為

簡易書留による郵送

#### ウ 違法・不当を主張する根拠

(ア) 2名以上の職員によるダブルチェックというごく簡単なひと手間さえかければ防ぐことのできるFAX誤送信を何ら合理的理由なしに懸念した結果、不必要に高額な郵便料金が発生した。

(イ) 職員の行動は、大田区職員として、区民のニーズに対して、効率的かつ最善の方法で応じるべきところの役割と責任を果たしていない。

#### エ 大田区の損害

通常のFAX送付の電話料金9.35円と簡易書留料金404円の差額394円(円未満切り捨て)は不必要な支出であり、区に損害を与えている。

#### (2) 求める措置

通常のFAX送付の電話料金9.35円と簡易書留料金404円の差額394円(円未満切り捨て)を任命権者である大田区長に請求する。

### (3) 事実を証する書面

- 資料1 FAX送付した公文書開示請求書に收受印押印の上複写して簡易書留で送付されたものの写し
- 資料2 到着した簡易書留（封筒）の写し
- 資料3 郵便料金（簡易書留）金額計算結果の写し [日本郵便ホームページ]
- 資料4 区域内通話料金表 [NTT東日本ホームページ]
- 資料5 区政へのご意見・ご要望メール記録  
[令和5年7月28日間合せ→令和5年8月4日回答]
- 資料6 大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引
- 資料7 公文書開示請求書の写し [令和4年1月24日付け]
- 追加資料 甲1号証 大田区行政経営方針
- 追加資料 甲2号証 平成20年度予算（案）の概要 区民とともに区民主体の魅力あふれる大田区づくり
- 追加資料 甲3号証 令和4年度 都市基盤整備部 事業概要
- 追加資料 甲4号証 区政情報 区のプラン（計画や施策など）課題別計画

## 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年8月22日付けで請求書を受理した。請求人には、令和5年8月23日付けで受理した旨を通知した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件簡易書留による郵送が、違法・不当であるか否かを監査対象とした。

### 2 監査対象部局

総務部及び都市基盤整備部を監査対象とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年9月4日に新たな証拠の提出を受け、同月5日に請求人の陳述の聴取を行った。

### 4 監査対象部局からの調査票の提出

監査対象部局に対し調査票の提出を求め、令和5年8月30日にその提出を受けた。

### 第3 監査の結果

#### 1 監査対象部局の説明

監査対象部局から提出を受けた調査票の内容は、次のとおりである。

- (1) 令和5年7月27日、請求人から地域基盤整備第一課宛て公文書開示請求書がFAXにて送付があった。
- (2) 同日、請求人から收受印を押印した請求書の写しの交付を希望する旨の電話があった。FAXでの受取を希望したが、誤送信及び不着の懸念があるため、確実に届くよう郵送（普通郵便）で送付することを伝えた。
- (3) 請求人から、近隣に同姓の人が住んでおり、以前郵便物が誤配されたことがあるので、書留で送るよう要望があった。再度普通郵便で送付することを告げるも、納得が得られず、簡易書留で送るよう要望があったため、簡易書留で送付することとした。
- (4) 郵送で送付することを伝えた理由は、公文書開示請求書には、請求人の「氏名」、「住所」、「電話番号」が記載されており、請求人の個人情報保護の観点から、公文書開示決定通知書と同様に郵送での取扱いとしたものである。

#### 2 事実の確認

請求人、監査対象部局双方の主張・説明から相違のない事実については、次のとおりである。

- (1) 令和5年7月27日、請求人から地域基盤整備第一課宛て公文書開示請求書がFAXにて送付があり、同日、請求人から收受印を押印した請求書の写しをFAXで送付するよう要請があったこと。
- (2) 地域基盤整備第一課から、FAXではなく郵送（普通郵便）で送付する旨を伝えたこと。
- (3) 請求人から、近隣に同姓の人が住んでおり、以前郵便物が誤配されたことがあるとの話があったこと。
- (4) 地域基盤整備第一課が当該写しを簡易書留にて請求人宛てに送付したこと。

#### 3 監査委員の判断

本件監査請求について、監査委員は、請求人からの証拠の提出及び陳述による事実関係の確認並びに監査対象部局から提出のあった調査票に基づき、令和5年9月25日に合議により次のように判断する。

##### (1) 関係法令等

ア 本件請求の元となった公文書開示制度について定めた法令等は、大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）及び同条例施行規則（昭和60年規則第81号）であるが、收受印押印済み請求書の写しの交付に関する規定は、どちらにも存在しない。この写しの交付については、公文書開示制度の主管である大田区総務部作成の「大田区情報公開条例の手引」（平成17年9月）（令和5年4月改訂版）18

ページ（運用）1（2）に「請求書を受理したときは、請求書に收受印を押し、求めに応じて請求者に写しを渡す（以下略）」との記載があるのみで、その渡す方法について記載はない。

イ 個人情報の保護に関して、「地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第12条第1項）こととされている。

## （2）判断

簡易書留による郵送については、地域基盤整備第一課は、FAXではなく郵送（普通郵便）で送付する旨を伝えたが、その後のやり取りで簡易書留になったとしているが、陳述の場において、請求人は、書留による郵送を希望したことはないと述べており、双方の主張には相違が見られる。この点も踏まえた上で、本件についての違法性又は不当性があつたか否かについて判断する。

ア 関係法令等（3（1）参照）で示したとおり、收受印押印済み公文書開示請求書の写しの交付の方法については、「大田区情報公開条例の手引」にも記載がなく、このことは、公文書開示の請求方法等の状況に鑑み、所管課において個別具体的に適切な方法を選択できるよう裁量が委ねられていると解するのが適当である。

イ 地域基盤整備第一課が普通郵便で郵送することを主張した理由（1（4）参照）は、請求人の個人情報保護という観点に重きを置いてのものであり、合理性を欠いているとはいえない。

ウ 地域基盤整備第一課が普通郵便の主張から最終的に簡易書留による郵送とした理由は、請求人から近隣に同姓の人が住んでおり、郵便物が誤配されたことがあるとの話があつたこと（1（3）及び2（3）参照）により、個人情報を保護する観点から請求人の危惧に対して、確実に請求人に送達されるよう丁寧な対応を行った結果と推認される。

以上のことから、本件地域基盤整備第一課の対応は、裁量権を逸脱・濫用しているとはいえず、妥当性を欠く対応であつたとも認められない。

## （3）結論

以上のとおり、本件簡易書留による郵送とした事務処理について、請求人が主張する理由をもって、違法、不当となるとは認められず、本件請求を棄却する。

なお、郵便料金の支出に当たっては、区民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう、引き続き適切に対応されたい。

令和5年8月7日

大田区監査委員 御中

請求者 大田区 [REDACTED]

電話: [REDACTED]

自署 [REDACTED]

## 大田区職措置請求書

### 1 請求の要旨

大田区都市基盤整備部地域基盤整備第一課管理係主査の [REDACTED] 氏（以下、[REDACTED] 主査）が請求者に対して簡易書留を用いた郵送により公文書開示請求書の写しに收受印を押したものの（以下、收受印押印済み請求書の写し）を送付した事実に基づき、住民監査を請求する（資料1及び資料2）。

請求対象額は、任命権者である大田区長 [REDACTED] 氏に対する簡易書留料404円と電話料金9.35円（3分間）の差額394.65円である（資料3及び資料4）。

### 2 事実の経緯

請求者は、收受印押印済み請求書の写しをFAXにて送付するよう [REDACTED] 主査に要請した。しかし、[REDACTED] 主査は、誤送信の危険を理由にFAXでの送付を拒否し、簡易書留での郵送を強行した。このことについて、令和5年7月28日付けで地域基盤整備第一課長に簡易書留での郵送強行について問い合わせたところ、同年8月4日に同課長から「FAXの誤送信の危険等を懸念したため、『大田区情報公開条例の手引き』の公文書開示決定通知書の扱いに準じて郵送での送付をご説明いたしました。」（資料5）との回答があった。

### 3 [REDACTED] 主査による虚偽の説明と他部署の対応

(1) [REDACTED] 主査は、請求者に対して、「FAXの誤送信の危険等を懸念したため、『大田区情報公開条例の手引き』の公文書開示決定通知書の扱いに準じて郵送での送付をご説明いたしました。」など一切説明していない。これは、[REDACTED] 主査の虚偽の主張である。なお、[REDACTED] 主査との会話は録音のうえすべて記録している。

(2) 「大田区情報公開条例の手引き」において、ファクシミリによる請求の取扱いについて、「郵送による請求と同様に処理し、決定通知書については、誤送信の危険や到達の確認



方法が確立されてないことから郵送することとする。」と記載されているが、これは、收受印押印済み請求書の写しを示しておらず、あくまでも、公文書開示決定通知書の扱いについて規定したものである（資料6）。なお、收受印押印済み請求書の写しについては、請求者はこれまで、大田区役所の様々な部署に対して相当数の公文書開示請求を行っているが、本件、地域基盤整備第一課以外は、例外なくFAXにて請求者に送付している。また請求者は多数の大田区役所の他部署から送付された收受印押印済み請求書の写しを保管している。加えて、他部署においては、それを請求者にFAXにて送付する際、職員が2名以上で誤送信が起らないよう、送信番号等をダブルチェックしている。よって、このダブルチェックというひと手間さえ行っていれば、簡易書留にて郵送せずとも、誤送信は物理的に防ぐことができる。

(3) 例えば、請求者は、昨年11月24日、総務部総務課法務担当課長[ ]氏（以下、[ ]課長）に係る疑義の解明のため、同氏の旅行命令簿等を公文書開示請求したが（なお、当該請求の結果、[ ]課長が故意か過失か分からないが、請求すべきでない出張経費を計上し、これを不当に受領していたことが判明した。請求人の指摘後、[ ]課長は不当利得分を返納した。）、この請求に対して、総務課は、收受印押印済み請求書の写しを請求者へFAXにて送信した。このFAXの送信において、弁護士資格をもち、かつ「大田区情報公開の手引き」に精通しているであろう[ ]課長は、請求者に対して、「FAXの誤送信の危険等を懸念したため、『大田区情報公開条例の手引き』の公文書開示決定通知書の扱いに準じて郵送での送付を」検討したいなどと一切主張していない（資料7）。

#### 4 問題点

(1) 高額な郵便料金の発生: [ ]主査が2名以上での職員によるダブルチェックというごく簡単なひと手間さえかければ防ぐことのできるFAX誤送信を何ら合理的理由なしに懸念した結果、通常のFAX送付の電話料金9.35円と比較して、簡易書留による404円という不必要に高額な郵便料金が発生した。仮に大田区役所内で他の公文書開示請求や同種の請求においても同様の不合理な取り扱いがされているとすれば、その額は数百円で済むものではない。

(2) 区民サービスの問題: [ ]氏の行動は、大田区職員として、区民のニーズに対して、効率的かつ最善の方法で応じるべきところの役割と責任を果たしていない。

#### 5 請求内容

上述の問題に対して、以下の措置を請求する。

任命権者である大田区長[ ]氏に対する簡易書留料404円と電話料金9.35円（3分間）の差額394.65円の請求。尚、差額394.65円のうち65銭は切り捨てて、394円を請求する。

## 6 付属資料

別添の資料説明書のとりの付属資料を提出する。

以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、必要な措置を請求する。

以上